

協議会名：土佐清水市地域公共交通協議会

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化し、地域を活性化するために適切な事業を選び出し、試行的に事業を実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、利用料金の適正な設定、協賛金の拠出等も含めた財源の検討等、当該事業を本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

【二次評価】自己評価のとおり。

II 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、タクシーによるフィーダー輸送の実証運行(路線バスに接続するタクシーの試験運行)、域内観光周遊バス実証運行、通勤・通学帰宅便(新設)の実証運行及びその他利用促進の取り組みを地域として実施する事業として位置づけている。(事業計画に基づく事業を適切に実施している。)

①タクシーによるフィーダー輸送の実証運行

交通空白地域の解消を目的に4地区に対して幹線路線バスに接続するタクシー輸送を1日3往復設定し、平成21年11月より運行している。当初10月開始を目指していたが、道路運送法申請手

④事業計画で当初掲げたその他の事業については、次のとおり。

○通園・通学バスの混乗・有効活用:保護者との調整が必要であり、実施に至っていない。

○生活交通のための貸切バス事業:公共交通の利用者が減ることを懸念する意見があり、実施に至っていない。

○停留所の改善:地元と今後の管理を含め、協議し年度内に計画どおり整備予定。

○運転免許返納サポート事業:65歳以上の免許返納者へのタクシーチケットと市内の協賛店で使用できる買い物チケットを交付している。21年1月から12月の返納者は33人であり、人口からすると高い

【二次評価】自己評価のとおり。

Ⅲ 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

次のとおり評価を行った。ただし、運行開始からあまり期間経過していないため現時点ではデータが少ない。

- ①タクシーによるフィーダー輸送の実証運行
運行便ごとの利用者数をチェックしその絶対数と推移を基本データとして評価する。
また対象地区の住民へのアンケート調査(全戸配布)により事業評価を行う。
- ②域内観光周遊バスの実証運行
運行便ごとの利用者数を全便について把握し、全体利用者数とその推移で評価する。
併せて実証運行期間中に利用者アンケートを実施し事業評価を行う。
- ③通勤・通学帰宅便の実証

【二次評価】自己評価のとおり。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

- ①タクシーによるフィーダー輸送の実証運行
実際に空白地区の住民が利用すること(特に高齢者等の通院)が確認された結果、交通空白の解消という目標を達成するために適切な事業であると判断される。
- ②域内観光周遊バスの実証運行
主要鉄道駅から離れているため、公共交通来訪者のみならず、自家用車来訪者にもパークアンドライドによりバスに乗りしてもらい、地域の観光資源や道中の素晴らしい海岸風景を楽しんでもらうための仕組みとして有効な試みと位置付けている。地域の者によるガイド付きとしており、地域活性化の一助ともなり

【二次評価】自己評価のとおり。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

検証するデータがまだ少ない状況ではあるが、次のとおり認識している。

① タクシーによるフィーダー輸送の実証運行

もともと人口の少ない地区が対象であり、大きな利用者数を期待することはできない。本格運行に向け、市が負担可能な経費の枠の中でできるだけ使いやすい生活の足の確保のための運行形態を検討していく必要がある。

② 域内観光周遊バスの実証運行

土佐・龍馬であい博ガイドブックに未掲載など域内へ観光客を取り込む際の周知不足が大きく響いておりPRを充実する必要がある。

③ 通勤・通学帰宅便の実証運行

圧倒的に自

【二次評価】タクシーによるフィーダ輸送については、路線バスとの結節点における待合環境の整備が望まれる。

② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

① タクシーによるフィーダー輸送の実証運行

家路川線を除く4路線については利用実績は少ないものの評価を得ている。

家路川線は当初の見込みと違い利用実績がないので、緊急に中止を含む抜本的見直しを検討する。

継続する地区及び次年度新規追加を検討している地区を含め、市財政的にも継続可能なものにするため、利用者の意向を踏まえながら運行日・目的地の見直しやデマンド運行への移行等を検討していく。

② 域内観光周遊バスの実証運行

旅行商品として活用しやすい内容に見直し、より観光関係者との連携をはかりPRを充実し

【二次評価】協議会の掲げる事業メニューにおいては、交通空白地域解消のための「生活の足」の確保が喫緊の課題である。よって、対象地区の利用者の意向を再確認した上で見直しを可及的速やかに検討することが望ましい。域内観光周遊バスについては、効果的な運行計画への見直しも含め、時機を逸することなく当該バスの特長を十分にPRしていく必要がある。

2 事業の実施環境

① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成22年度において実証運行及びバス利用促進の事業を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、土佐清水市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、土佐清水市の平成22年3月議会に平成22年度当初予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。

【二次評価】自己評価のとおり。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

連合区長会(地区自治長の会)、PTA・学校関係者、老人会・婦人会等の地縁組織に対して連携協力の働きかけを行っており、同意賛同の感触を得ている。更なる協力を次年度に向けて求めていく。

また、市役所をはじめとする官公署、市内の観光・商工業者にも協力を求めていく。

【二次評価】自己評価のとおり。

③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

市の厳しい財政状況を踏まえ、実証運行の結果を検証して持続可能な事業形態を探り出し、上記の住民組織をはじめ団体等の理解を得て連携協力していただく方向で働きかける。

【二次評価】自己評価のとおり。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の審議において、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他法定協議会において必要と認められた事項を審議すると規定されている。(法定協議会の運営要領及び議事録を参照)

【二次評価】自己評価のとおり。

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

法定協議会の構成員には土佐清水市の連合区長会長が含まれているほか、計画事業の進め方を法定協議会で審議した上で、タクシーによるフィーダー輸送の実証運行、域内観光周遊バスの実証運行、通勤・通学帰宅便の実証運行等を実施するとともに、その実施結果については法定協議会で説明報告(進捗状況等)を行って質問や意見を受け付けており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。(法定協議会の議事録を参照)

また、各事業の実施期間において、対象住民や利用者の意見をアンケートにより把握するとともに事務局の企画

【二次評価】自己評価のとおり。

③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

第1回法定協議会においては法定協議会の審議事項も含む運営要領が確認され、それ以降の法定協議会においては計画事業の進め方、実施した計画事業の結果が報告・審議されたほか、第4回法定協議会においては計画事業に係る事後評価報告案が報告・審議されており、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。

【二次評価】自己評価のとおり。

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の運営要領において、議事の傍聴は原則可能であること、議事録はインターネットのHPにおいて会議開催後速やかに公表することが規定されている。21年度の議事録は市において閲覧可能であり、近くHPにおいて公表する予定である。

【二次評価】今後は協議会議事録を開催後速やかにHPで公表すること。

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて、地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめ及び事後評価報告案が報告・審議され、タクシーによるフィーダー輸送、域内観光周遊バス及び通勤・通学帰宅便の実証運行については、いずれも利用促進が課題であるものの、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保(交通空白解消)や利便性向上の面で重要であり、利用者の声を受けて一部運行形態・路線の見直しを検討した上で、来年度もこれらの実証運行を実施することについて、関係者の合意形成が行われた一方、総合連携事業の実施について、法定協議会の構成員以外の

【二次評価】自己評価のとおり。域内観光周遊バスについては基本的に観光来訪客に依存するものであることから、地域活性化に資するものとして一定の支援を講じるものとするのか、事業者の自主運行とするのか実証運行を通じて位置付けを明確にする必要がある。